

2018年度
社会福祉法人はるにれの里
家族会連絡協議会総会

日 時 2018年6月10日(日)
10時～

場 所 札幌市自閉症者自立支援センター
ゆい

総 会 次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 法人理事長挨拶
4. 出席状況報告
5. 議長選出
6. 議案
 - 第1号議案 平成29年度事業報告
 - 第2号議案 平成29年度決算報告
および平成29年度監査報告
 - 第3号議案 2018年度事業計画（案）
 - 第4号議案 2018年度収支予算（案）
 - 第5号議案 平成29年度入院互助会決算報告
および平成29年度監査報告
 - 第6号議案 入院互助会規約変更および新規加入終了について
7. その他協議事項
 1. 就労定着支援事業への要望事項作成、及び請願書の提出

第1号議案

平成29年度事業報告

- 平成29年 6月 1日 会計監査
6月11日 社会福祉法人はるにれの里連絡協議会総会
(札幌市自閉症者自立支援センターゆい)
7月 1日 第1回役員会
7月 1日 第1回法人理事・幹部職員と家族会役員との定期協議会
9月 2日 第2回役員会
10月27日 施設見学会 法人の厚田方面施設 会員12名 事務局5名
11月11日 第3回役員会
11月11日 第2回法人理事・幹部職員と家族会役員との定期協議会
12月 4日 家族会連絡協議会ホームページ開始
- 平成30年 2月17日 第4回役員会
4月21日 第5回役員会

社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会
平成29年度収支決算

自 平成29年6月 1日
至 平成30年5月31日

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	決算額	差異	摘要
繰越金	152,119	152,119		
家族会会員会費	56,000	56,200	-200	200円×281人
賛助会員会費	8,000	8,600	-600	200円×43人
雑収入	15,000	3,500	11,500	ピンバッジ売上
合計	231,119	220,419	10,700	

支出の部 (単位:円)

項目	予算額	決算額	差異	摘要
事務費	20,000	38,656	-18,656	印刷代
通信費	2,000	6,594	-4,594	
会議費	6,000	10,300	-4,300	お茶代
活動費	50,000	23,931	26,069	見学会レンタカー等
予備費	153,119	0	153,119	
合計	231,119	79,481	151,638	

次年度繰越 140,938 円

平成29年度社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会会計監査を
厳正に行なった結果、上記収支決算に間違いがないことをここにご報告
申し上げます

社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会
会長 桶谷 利幸 様

平成30年6月1日

監 査

第3号議案

2018年度事業計画（案）

2018年 6月 1日 会計監査（平成29年6月1日～平成30年5月31日）
6月10日 総会

1) 役員会の開催（仮）

- 第1回 7月 7日
- 第2回 9月 1日
- 第3回 10月20日
- 第4回 11月10日
- 第5回 2月16日
- 第6回 4月20日

2) 社会福祉法人はるにれの里理事との定期協議会（仮）

- 7月 7日（土）13時30分～役員会 14時30分～第1回定期協議会
- 11月10日（土）13時30分～役員会 14時30分～第2回定期協議会

3) 「家族会サポーター」の試行（詳細別紙）

- ・講習会実施
- ・試行ヘルプ実施

4) 成年後見人相談窓口の調整

- ・扱い組織の選定と依頼・ホームページへの掲載

5) 家族会連絡協議会ホームページの掲載内容の追加

- ・家族会会員の訃報、各種案内の掲載
- ・意見は各家族会で集約して役員会にて提起

6) 施設見学会の実施

7) その他

第4号議案

社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会

2018年度予算(案)

自 2018年6月 1日

至 2019年5月31日

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要
繰越金	140,938	152,119	
家族会会員会費	55,800	56,200	200円×279人
賛助会員会費	9,000	8,600	200円×45人
雑収入	5,000	3,500	ピンバッジ売上
合計	210,738	220,419	

支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要
事務費	30,000	38,656	印刷費等
通信費	5,000	6,594	郵送代等
会議費	15,000	10,300	お茶代等
活動費	50,000	23,931	見学等費用
予備費	110,738	0	
合計	210,738	79,481	

社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会
平成29年度収支決算書

自 平成29年6月 1日
至 平成30年5月31日

収入の部 (単位:円)

項目	決算額	摘要
繰越金	9,452,358	
会費	1,220,000	継続会員 10,000円×122名
雑収入	934	預金利息
合計	10,673,292	

支出の部 (単位:円)

項目	決算額	摘要
給付金	74,000	入院保障給付金 5件
手数料	1,512	振込手数料
合計	75,512	

収支差額 10,597,780 円(次年度繰越金)
定期預金 10,000,000 円

平成29年度 会計監査報告書

平成29年度社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会の会計監査にあたり収入支出に伴う関係書類及び会計帳簿・関係証票等を慎重に監査した結果、いずれも正確かつ適正に処理されており、普通預金・定期預金残高も一致していることをご報告いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会
会長 桶谷 利幸 様

会計監査 _____ 印

会計監査 _____ 印

3号議案内の「家族会サポーター」の試行について

昨年11月に「はるにれの里」法人へ家族会から提言をしたところですが、その中で法人の抱える大きな問題として「働き手」の不足ということがありました。法人として採用や募集の努力を継続しているところですが、昨今の状況から安定した供給は困難であると考えざるをえません。利用者へのサービスを家族が望むように維持するのは、もはや法人の努力だけでは限界であるとの認識で、対策しなければならない状況です。

そこで、利用者の事を強く思う家族が、そのモチベーションで「働き手」になり、これからの少子高齢化の社会に対応する「共生」を実現させることを提案するところです。これは手近な解決策ではありますが、障がいの特性を理解している家族が行うことで、サービスの質を向上させる可能性があると思っています。

しかし、実際にその活動が継続的に可能かどうか、実際どういった問題があるかなど未知な部分が多い状況です。そもそも賛同していただける方々がどのくらい存在するかも不明です。それで、18年度に支援する業務と人を限定して、それに対応する講習会を開催して、まずできるかどうかを試すこととします。講習会は法人の協力をいただき開催し、状況は逐次みなさんにお知らせいたします。現時点で想定している業務は以下のとおりです。お忙しいと思いますが、可能な時間がありましたら、参加をご検討いただきたくお願いいたします。

項番	業務	内容	特記事項
	送迎	GHと事業所の送迎(7:30～ と 15:30～) 移動支援	自動車免許が必要
	GH夜間支援	GHの宿直(22:00～8:00くらい)	
	入院付添	固定的ではないが、日中か夜間の病院での見守り	
	GH世話人	GHの掃除や賄い(夕方4時間程度)	

6号議案内 入院互助会規約変更等について

入院互助会について、発足から6年が経過しましたが、加入者申し込みがなく、利用状況も限定されるので、18年度をもって新規加入を終了することといたします。(会は継続するので、現加入者はそのまま対応)

入院互助会は、利用者が入院するにあたり、付添をした場合に支給するものです。付添を要求される場面はコミュニケーションが十分できなかつたりする場合に病院側から要求されたり、ご本人の不安を和らげるために行います。互助会では家族が行っても支給対象としています。

ただ、家族が付添困難な場合に、事業所などへ付添を依頼する場合がありますが、その際は付添費は有料となります。現在の職員体制では付添のために労働時間を追加するのが困難であり、外部から追加するなどの対応が必要になっています。このことを理解して、付添の対応についてはそれぞれの家族で判断していただくこととなります。

また、財源については当初予定した金利収入がなくなり、会費のみの増分で運営する必要があることから、個人の給付制限を追加して公平性を確保するようにします。さらに会の終了については、委員会の判断で終了条件や方法を決定することも盛り込んでいます。さらに2018年度の拠出金を5万円引き上げて17万円とします。2017年度中の申込は中断させていただき、これから加入をお考えの方は18年度の規約でお願いいたします。そして、死亡の為退会された方もいらっしゃり、その場合の給付を5万円に引き上げる変更も行います。

今後は加入者の高齢化で介護医療に移行されるなど、入院として扱うのには不適當な場合も想定されますので、そういった場合の対応なども検討し、ご本人の不利益にならない、状況にあった規約へと改定を計画しています。

はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会規約

(名称、目的)

第1条 はるにれの里家族会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、利用者が負傷又は疾病により入院した時の本人及び家族の負担を軽減する目的で、はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会（以下「互助会」という。）を設けるものとする。

(構成・資格)

第2条 互助会は、社会福祉法人はるにれの里事業所（以下「法人事業所」という。）の利用者の中で拠出金および年会費を支払い任意で加入した者を会員とし、給付対象とする。

(組 織)

第3条 第1条の目的を達するため、連絡協議会各家族会から選任された者を持って互助会役員会を構成し、事務局を社会福祉法人はるにれの里法人本部におく。

2. 互助会の運営を円滑ならしめるため必要な場合は、法人事業所職員若干名を事務局委員に加えることができる。

3. 互助会には、委員の互選により次の役職を置く。

委 員 長	1名
副 委 員 長	2名
事 務 局 委 員	2名
監 査 委 員	2名

4. 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 委員長は、会務を統括し会議の議長となる。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときはその仕事を代行する。

(3) 事務局委員は、経理に関する事及び会務全般の記録、その他会の運営に必要な仕事を行う。

(4) 監査委員は、会務全般について監査する。

5. 委員及び役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

6. 欠員により補充された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(財源)

第4条 互助会は、一定額の基金を創設する。基金の財源は、拠出金によるものとし、これを原資にして運営する。

2. 給付財源は、原則として年会費部分及び基金の運用益をもって充てるものとする。

3. 給付件数、給付額が多く、年会費及び運用益で賄うことができない場合は、原資から支出することができる。但しその場合は、原資を回復するよう計画的に補充を講じなければならない。

4. 年会費及び運用益が一定額に達した場合、その一部を基金に繰り入れる。

5. 会員が退会した場合、拠出金及び年会費の返却は行なわない。

6. 互助会の終了が決議された場合は、基金を給付財源に組み入れ、終了手続きに従って処分する。

(給付手続きなど)

第5条 会員が入院したときは、医師の診断書、別に定める様式の給付申請書及び必要書類を添えて提出し給付を受けるものとする。

2. 互助会は、給付の適否を審査のうえ決定する。但し、審査に必要な調査をし、又は書類などの提出を求めることがある。

3. 給付費は、入院が1ヶ月を越える場合は当月分を翌月10日迄に、1ヶ月に満たないものについては、退院後、第5条第1項の申請書の受理日から20日以内に支払うものとする。但し1ヶ月を超える場合でも、退院後全日数分を一括申請し支給することができる。

(給付日数・給付額)

第6条 給付費は、1泊以上の入院を対象とし入院した初日から起算して、同一年度で最高50日を限度に支給する。

給付費 付添いありの場合 1日につき 6,000円

付添いなしの場合 1日につき 1,000円

ただし、精神疾患で入院した場合は、1日につき 1,000円

また給付費は同一人に対して合算して100日を限度として支給する。

2. 会員が死亡した場合は、弔慰金として5万円支給する。

(運営)

第7条 互助会の運営に関し、この規約に定めのない事項で、必要な事はその都度役員会の協議を経て会長が定める。

(会の所在地および事務局)

第8条 本会は所在地は石狩市花川北1条5丁目171とする

2. 本会の業務を処理するための事務局は、石狩市花川北1条5丁目171に置く。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年度6月1日から5月31日までとする。

〈会則の改廃〉

第10条 本会の会則の改廃は、役員会の決議による。

〈互助会の終了〉

第11条 財源の減少により目的が達成できない時や、制度による代替で存在が不要と判断された場合など、役員会により終了手続きを定めて本会を終了する。

〈附則〉

1. 本会の設立年月日は、平成24年6月16日とする。
2. この規約は、平成24年6月16日より発効する。
3. 会計年度について平成24年度は、平成24年6月16日から平成25年5月31日とする
4. 本会の新規加入は2019年5月31日で終了する

—平成30年6月1日 一部改訂

平成24年7月29日 一部改訂

はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会

■ 保障内容・給付金

会費	拠出金	170,000円	新規加入金 (初回のみ)
	年会費	10,000円	期間 (6月1日～5月31日)
入院の時 (病氣・ケガ)	1日につき (限度50日)	6,000円	付き添いありの場合
	1日につき (限度50日)	1,000円	付き添いなしの場合

ただし、精神疾患で入院した場合は、1日につき 1,000円とする

■目的・・・本人及び家族の負担を軽減する

■診査・・・契約に際しての医師の診査や告知は必要ありません。

■加入者の年齢・・・はるにれの里内の事業所を利用することにより制限はもたない

■会費払込方法・・・年払い(退会した場合、拠出金及び年会費の返却は行わない)

期間は1年間とし払込があった翌月1日から5月31日までとする。次年度更新する場合は5月1日から5月31日までの払込みとする(特殊な事情にある場合のみ支払猶予1ヶ月認める)。払込がなかった場合は、払込があった年度の5月31日をもって退会とする。

■保障(責任)の開始

新規の申込書を受理し互助会がその申込みを承諾した場合は、会費の払込みを受けた翌日から保障(責任)を開始する。

■給付金支払事由

種類	お支払事由
①入院給付金	負傷又は疾病

本人名義の指定口座への送金となります。

1泊以上の入院を対象とし入院した初日から起算して最高50日を限度として支給します。

入院が1ヶ月を超える場合は当月分を翌月10日までに、1ヶ月に満たないものについては、退院後、申請書の受理日から20日以内に支払います。但し、1ヶ月を超える場合でも、退院後全日数分を一括申請することができます。

同一年度内において同一の疾患で入院した場合、入院期間を合算し50日を限度とする。

同一人への支給は合算して100日を限度とする

②死亡弔慰金 **50,000円**